解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月九日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中村三四番地の一　宗教法人御嶽教神開教会

清算人　家田　忠雄

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年八月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月九日

福岡県福岡市博多区比恵町一一番一号　福岡県乗用自動車厚生年金基金

代表清算人　篠木　潔

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年八月五日福島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月九日

福島県二本松市上竹二丁目一七二番地　安達地方土地開発公社

代表清算人　遠藤　精一

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月九日

福島県東白川郡塙町大字片貝字殿畑六〇　財団法人小野田自然塾

代表清算人　近藤　洋成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月十一日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月九日

三重県伊勢市岩渕一丁目七番一七号　財団法人伊勢市民俗行事保存会

代表清算人　奥野　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字砂畑一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

岩手県大船渡市大船渡町字永沢一七番地一二―A　相続財産管理人　長谷川浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市寺内字幕洗川一四〇番地一一、最後の住所岩手県宮古市赤前第一一地割二番地二　被相続人　亡　加賀谷良昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字砂畑一番地二、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字砂畑一番地二　被相続人　亡　鈴木　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

岩手県花巻市東和町土沢六区六四番地一　相続財産管理人　可児あさみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字屋代一八二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　諏訪　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

群馬県前橋市大手町一丁目八番一一号　春山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　星野　公洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市上伏町第一二号二〇番地二、最後の住所福井市上伏町第一二号二〇番地　被相続人　亡　村田　松直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

事務所千葉県市川市行徳駅前一丁目二六番一五号河幸第六ビル三階　相続財産管理人　司法書士法人ソレイユ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市玉造六丁目二四番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内基八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区富久町六〇番地、最後の住所東京都東大和市清水四丁目一一〇九番地の五二　被相続人　亡　村田　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階　りんどう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字津守八五一番地、最後の住所東京都三鷹市大沢四丁目八番八号どんぐり山　被相続人　亡　副　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

事務所東京都立川市曙町二―九―一菊屋ビル八階弁護士法人多摩パブリック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松原　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都港区赤坂六丁目六番一四号サン・サン赤坂　被相続人　亡　洪　妊植

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月九日

事務所東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

第73期決算公告

平成26年8月23日　兵庫県尼崎市東難波町5丁目10番30号

株式会社日興商会

代表取締役社長　藤縄　健一

貸借対照表の要旨　（平成26年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,096,502	流動負債	6,042,308
固定資産	3,216,951	固定負債	764,513
有形固定資産	2,609,605	退職給付引当金	761,505
無形固定資産	16,688	その他	3,007
投資その他の資産	590,657	負債合計	6,806,821
		株主資本	1,506,632
		資本金	300,000
		利益剰余金	1,206,632
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	1,131,632
		（うち当期純利益）	(47,280)
		純資産合計	1,506,632
資産合計	8,313,453	負債・純資産合計	8,313,453